

	質問項目	回答
1	子育て世帯の入居の機会を拡大することで、一般世帯の入居の機会を狭めることにならないか？	<p>公営住宅に入居する子育て世帯の割合が低く、本来確保されるべき子育て世帯の入居戸数が確保できていない状況であるため、供給目標戸数の範囲内で子育て世帯の入居の機会の拡大を行うものです。</p> <p>なお、一般世帯の入居の機会を狭めることのないよう、常盤団地の長寿命化工事や木川・西一団地等の建替事業により居住可能となる空き住戸を供給することで、一般世帯の供給戸数を確保してまいります。</p>
2	矯正施設の出所者への優先入居の取扱について福祉部局と調整ができていないのか？	<p>出所者への居住支援の現状については、人とくらしのサポートセンターにおいて相談を受け、住居等を滋賀県居住支援協議会と連携を図りながら紹介いただいております。</p> <p>本市の公営住宅は、公募の原則に基づき年2回、8月と2月に募集し、それぞれ約2週間の応募期間を設けているため、出所される方が住宅を必要とするタイミングに提供することが難しい現状にあり、引き続き、福祉部局と連携しながら、検討を進めてまいります。</p>
3	住生活基本計画等との整合は取れているのか？	<p>令和6年度策定の「住生活基本計画」（案）には、「子育て世帯の住まいの確保に関する支援」を基本施策として掲げる予定をしております。</p> <p>また、第2期「子ども・子育て支援事業計画」の中で、「子育て世帯への公営住宅の供給」を事業として位置づけておりまして、今後関係する計画等について整合を図ってまいります。</p>
4	子育てに「適した」室内環境となっているが、「適した」という表現は実際の工事内容に合致していないのではないか？	<p>その他の文言も含めて、資料を修正しました。</p>